

鯨ヶ沢町障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 7 条の 3 第 6 項に基づき、鯨ヶ沢町障害者活躍推進計画（令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月）に基づく取組の、令和 7 年度の実施状況について以下のとおり公表します。

1 計画策定機関 鯨ヶ沢町（鯨ヶ沢町長、鯨ヶ沢町教育委員会）

2 評価年度 令和 7 年度

3 目標に関する達成度

目 標	目標値	実績値
毎年 6 月 1 日時点の実雇用率において法定雇用率を達成	2.8%	1.6%

目 標	実 績
不本意な離職がないよう、サポート体制を充実する	評価時点において、不本意な理由による離職はありません

4 取組内容の実施状況

① 障害者の活躍を推進する体制整備

（ア）障害者雇用推進者として総務課長を選任する。

（イ）障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設置する。

② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

（ア）身体障害等により従来業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

（ア）現庁舎は障害者に配慮した建物となっており、今後も障害者の要望を踏まえ基礎的環境整備の見直しや必要な措置を講じる。

（イ）募集・採用にあたっては、以下の取り扱いを行わない。

- ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。

- ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

④ その他

- (ア) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者が活躍する場の拡大推進を行う。

・ 令和 7 年度実績額 4,822,730 円